

都留市告示第 104 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 5 条第 3 項の規定に基づき、令和 8 年度に発注することが見込まれる公共工事の見通しに関する事項の公表について、閲覧に供する方法を告示します。

令和 8 年 4 月 23 日

都留市長 日向 美 徳

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 5 条第 2 項第 2 号の規定による公衆の閲覧に供する方法は、次のとおりとします。

1 閲覧所による公表

- (1) 閲覧場所 都留市役所 総務部 財務課 契約担当
- (2) 閲覧可能時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (平日のみ)

2 インターネットによる公表

- (1) 掲載場所 都留市ホームページの「工事情報」内の「公共工事発注見通し」

ホームページアドレス

https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/zaimu/keiyaku_t/1/538.html